

尾三消防組合議会会議録 令和5年12月定例会

招集場所	尾三消防本部庁舎 3階議場	書記長 塚田 力
会 期	自 令和5年12月25日 至 令和5年12月25日	1日間
出席議員数	議員定数 15名	
出席議員	1 番 議 員 青木けんじ 3 番 議 員 毛 受 明 宏 5 番 議 員 山田かずひこ 7 番 議 員 大屋よしお 9 番 議 員 山 田 久 美 11 番 議 員 中野まさひろ 13 番 議 員 小 嶋 立 夫 15 番 議 員 渡 邊 郁 夫	2 番 議 員 岡島ゆみこ 4 番 議 員 伊藤真規子 6 番 議 員 山田けんたろう 8 番 議 員 福 安 淳 也 10 番 議 員 加藤のぶひさ 12 番 議 員 水 川 淳 14 番 議 員 塚 本 克 彦
欠席議員	なし	
説明のために出席した者の職・氏名	管 理 者 小 山 祐 副 管 理 者 佐 藤 有 美 副 管 理 者 井 俣 憲 治 消 防 長 佐 野 耕 三 次長兼予防課長 松 尾 孝 司 次長兼特別消防隊長 高 橋 雄 介 総 務 課 長 水 野 徳 泰	副 管 理 者 小 浮 正 典 副 管 理 者 近 藤 裕 貴 事 務 局 長 竹 内 勇 治 次長兼消防課長 村 瀬 昭 二 次長兼指令課長 近 藤 和 則 会 計 管 理 者 加 藤 憲 明 総務課専門監 富 村 尚 志
職務のため出席した総務課職員の職・氏名	総 務 課 主 幹 深 谷 基 二 総務課課長補佐 山 崎 充	総務課課長補佐 加 藤 敦
職務のために出席した者の職・氏名	書 記 長 塚 田 力 書 記 小 林 大 介	
会議録署名者	5 番 議 員 山田かずひこ	6 番 議 員 山田けんたろう

会 議 に 付 し た 議 案 及 び 審 議 結 果

議 案 番 号	議 案 名	結 果
議案第 20 号	尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
議案第 21 号	尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
議案第 22 号	尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	原案 可決
議案第 23 号	令和 5 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）	原案 可決

令和 5 年 12 月尾三消防組合議会定例会会議録

下記議案議決のため、令和 5 年 12 月 25 日午後 2 時から、令和 5 年 12 月尾三消防組合議会定例会が、尾三消防本部庁舎 3 階議場に招集された。

議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第 2 管理者あいさつ
- 日程第 3 会議録署名者の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 20 号
尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 21 号
尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 22 号
尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 23 号
令和 5 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第10 管理者あいさつ

出席議員（15名）

1 番 議 員	青木けんじ議員	2 番 議 員	岡島ゆみこ議員
3 番 議 員	毛受明宏議員	4 番 議 員	伊藤真規子議員
5 番 議 員	山田かずひこ議員	6 番 議 員	山田けんたろう議員
7 番 議 員	大屋よしお議員	8 番 議 員	福安淳也議員
9 番 議 員	山田久美議員	10 番 議 員	加藤のぶひさ議員
11 番 議 員	中野まさひろ議員	12 番 議 員	水川 淳 議 員
13 番 議 員	小嶋立夫議員	14 番 議 員	塚本克彦議員
15 番 議 員	渡邊郁夫議員		

説明のために出席した者の職・氏名（14人）

管 理 者	小 山 祐 君	副 管 理 者	小 浮 正 典 君
副 管 理 者	佐 藤 有 美 君	副 管 理 者	近 藤 裕 貴 君
副 管 理 者	井 俣 憲 治 君	事 務 局 長	竹 内 勇 治 君
消 防 長	佐 野 耕 三 君	次長兼消防課長	村 瀬 昭 二 君
次長兼予防課長	松 尾 孝 司 君	次長兼指令課長	近 藤 和 則 君
次長兼特別消防隊長	高 橋 雄 介 君	会 計 管 理 者	加 藤 憲 明 君
総 務 課 長	水 野 徳 泰 君	総務課専門監	冨 村 尚 志 君

職務のために出席した総務課職員の職・氏名（3名）

総 務 課 主 幹	深 谷 基 二 君	総務課課長補佐	加 藤 敦 君
総務課課長補佐	山 崎 充 君		

職務のため出席した者の職・氏名（2名）

書 記 長	塚 田 力 君	書 記	小 林 大 介 君
-------	---------	-----	-----------

午後 2 時 1 分開議

◎議長（渡邊郁夫議員）

現在の出席議員数は 15 名です。よって、令和 5 年 12 月尾三消防組合議会定例会は成立しております。これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりです。日程に先立ち、諸般の報告をいたします。監査委員より、令和 5 年 8 月分と 9 月分の例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しを配布いたしました。

それでは、これより本日の日程に入ります。日程第 1「議会運営委員会委員長報告」議会運営委員会委員長山田けんたろう議員。

◇委員長（山田けんたろう議員）

本日、委員 5 名と管理者をはじめ議長及び副議長、関係職員の出席のもと、議会運営委員会を開催し、本定例会について協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。定例会の会期は、本日 1 日とすること。また、会議録署名者は、議長から指名することといたしました。

なお、一般質問につきましては、1 名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申し合わせのとおり質問時間は 15 分以内とし、質問回数は制限ないもの、関連質問は認めないものといたしました。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うことといたしました。議案質疑につきましては、1 名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申し合わせのとおり同一の議案について、質疑時間は 15 分以内とし、質疑回数は制限ないもの、関連質疑は認めないものといたしました。

また、これまで議会開会時に議員のお出迎えを職員の方々に行っていたと思いますが、職員の方々には本来の業務に従事していただきたいため、今後行うことがないようにお願いいたします。

◎議長（渡邊郁夫議員）

日程第 2「管理者あいさつ」をお願いいたします。小山管理者。

○管理者（小山祐）

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。本日ここに、令和 5 年 12 月尾三消防組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位並びに関係諸氏におかれましては、公私ともご多用の中ご参集を賜り心から厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、日頃より尾三消防組合の発展のため、適切なご指導とご協力をいただいていることに心から感謝申し上げます。

さて、今回の定例会における提出議案は、条例改正 3 件と、補正予算 1 件の計 4 案件でございます。慎重なるご審議を賜りまして、全議案可決いただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

◎議長（渡邊郁夫議員）

日程第3「会議録署名者の指名」を行います。会議録署名者には、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から5番山田かずひこ議員、6番山田けんたろう議員、以上お二人を今回の会議録署名者に指名いたします。

◎議長（渡邊郁夫議員）

日程第4「会期の決定」を議題にいたします。

お諮りします。会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議長（渡邊郁夫議員）

日程第5「一般質問」を行います。質問時間は、議会運営に関する申し合わせ事項により、15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。また、関連質問は認めないこととします。通告により発言を許します。11番中野まさひろ議員

◇11番（中野まさひろ議員）

救急搬送の迅速化及び効率化についてです。高齢化などにより救急出動は増加傾向であり、救急搬送の迅速化および効率化は喫緊の課題です。しかし、受け入れ病院の決定までに要する時間は伸びる傾向にあり、名城大学と筑波大学の研究チームが12月7日に発表した救急搬送に従事した消防職員のアンケート調査によれば、「受け入れ病院の決定までに時間がかかることがストレスになった」との項目への肯定は92%で、近年大幅に増えています。

全国では、救急患者さんの搬送先がなかなか決まらない救急搬送困難事案を防ぐためにスマートフォンやタブレット端末を使った、救急患者さんの容態等の情報と受け入れ可否の情報を医療機関と瞬時に共有する取り組みが広がっています。尾三消防組合での取り組みについて伺います。

令和4年の救急件数は、令和3年比で2,383件増加していますが令和5年の救急件数の状況はいかがですか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

佐野消防長

○消防長（佐野耕三）

消防長、佐野。令和5年の救急件数は、11月末時点で13,276件、昨年同時期と比較すると1,076件増加しています。

◎議長（渡邊郁夫議員）
11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）
救急出動要請から現場到着までの所要時間の推移を伺います。

◎議長（渡邊郁夫議員）
佐野消防長

○消防長（佐野耕三）
消防長、佐野。救急出動要請から現場到着までの所要時間は、各年の平均でみると令和2年が7分33秒、令和3年が7分59秒、令和4年が8分17秒と、年々延びておりましたが、令和5年は11月末までで8分06秒となっており、わずかながら現場到着までの所要時間が短縮されています。

◎議長（渡邊郁夫議員）
11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）
救急出動要請から現場到着までの所要時間が令和2年から令和4年まで、年々延びた要因、また、令和5年は11月末までで、わずかながら短縮した要因をどのように分析していますか。

◎議長（渡邊郁夫議員）
高橋次長兼特別消防隊長

○次長兼特別消防隊長（高橋雄介）
次長兼特別消防隊長、高橋。令和2年と令和4年の差は約44秒でした。その要因について、統計を取っておりませんので詳細は分かりかねますが、通報時に新型コロナウイルス感染症と確定している場合は、専用の患者搬送用器具を取り付けてから現場に向かうこともございましたので、現場到着までの所要時間が延びた要因の一つと推測いたします。

それに対して令和5年は、新型コロナウイルス感染症の取扱件数が減りましたので、所要時間が短縮したのではないかと推測いたします。

◎議長（渡邊郁夫議員）
11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）

現場到着から搬送開始までに要する時間の推移を伺います。

◎議長（渡邊郁夫議員）

佐野消防長

○消防長（佐野耕三）

消防長、佐野。現場到着から搬送開始までの現場滞在時間の推移になりますが、各年の平均でみると令和2年は15分18秒、令和3年は15分30秒、令和4年は16分24秒と年々延びておりましたが、令和5年は11月末までで15分30秒となっており、現場滞在時間が短縮されています。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）

現場到着から搬送開始までの所要時間が、令和2年から令和4年まで年々延び、令和2年3年と比べ令和4年は1分程伸びていますがその要因、また、令和5年は11月末までで1分ほど短縮した要因をどのように分析していますか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

高橋次長兼特別消防隊長

○次長兼特別消防隊長（高橋雄介）

次長兼特別消防隊長、高橋。こちらについても要因は分かりかねますが、令和4年は新型コロナウイルス感染症に関連して救急搬送困難事案が増加したこと、また、それに対して令和5年は、令和4年と比較して減っておりますので、所要時間の変化をもたらした要因の一つと推測いたします。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）

救急搬送困難事案の件数の推移を伺います。

◎議長（渡邊郁夫議員）

佐野消防長

○消防長（佐野耕三）

消防長、佐野。救急搬送困難事案の定義は、現場滞在時間が30分以上かつ、医療機関との交渉回数が4回以上の事案となりますが令和2年は58件、令和3年は52件、令和4年は153件、令和5年は11月末までで142件と推移しております。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）

搬送困難事案は、救急搬送件数全体からするとどの程度の割合ですか。令和4年5年と急増している要因をどのように分析していますか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

高橋次長兼特別消防隊長

○次長兼特別消防隊長（高橋雄介）

次長兼特別消防隊長、高橋。令和4年は救急件数13,483件に対しまして、救急搬送困難事案が153件、率にして1.13%でした。令和5年は11月末までになりますが救急件数13,276件に対しまして、救急搬送困難事案が142件、率にして1.07%でした。

令和4年と令和5年に急増したのは、新型コロナウイルス感染症に関連して、医療機関への受入れ照会回数が増えましたので、これも現場滞在時間が延びた要因の一つと推測いたします。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から5類感染症になっています。令和4年は153件で令和5年は11月末までで142件という数字を見てみると、令和5年の方が令和4年よりも一月当たりの件数が増えています。新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日から5類感染症になっているのに救急搬送困難事案が増えているのはなぜですか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

高橋次長兼特別消防隊長

○次長兼特別消防隊長（高橋雄介）

次長兼特別消防隊長、高橋。令和５年の救急搬送困難事案は、議員のおっしゃるとおり、ひと月当たりの平均にすると増加いたしますが、これは令和５年１月に７９件と集中していたことが大きな要因でございます。

◎議長（渡邊郁夫議員）

１１番中野まさひろ議員

◇１１番（中野まさひろ議員）

令和５年１月に７９件と集中した要因はいかがですか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

高橋次長兼特別消防隊長

○次長兼特別消防隊長（高橋雄介）

次長兼特別消防隊長、高橋。１月に集中した要因は、新型コロナウイルス感染症の第８波の影響と推測いたします。

◎議長（渡邊郁夫議員）

１１番中野まさひろ議員

◇１１番（中野まさひろ議員）

受け入れ病院の決定は、どのように行っていますか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

佐野消防長

○消防長（佐野耕三）

消防長、佐野。現場にいる救急隊が電話で傷病者の容態等を伝え、収容依頼を行っています。

◎議長（渡邊郁夫議員）

１１番中野まさひろ議員

◇１１番（中野まさひろ議員）

その電話で傷病者の容態等をお伝えし、収容依頼を４回以上行い、かつ現場滞在時間が３０分以上のケースを救急搬送困難事案と言います。それが年間１５０件以上あるとのことです。

名古屋市消防局や千葉市消防局が導入しているスマホの通信アプリやタブレット

端末を使用した救急患者さんの容態等の情報と、受け入れ可否の情報を医療機関と瞬時に共有する取り組みについての有効性をどう考えていますか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

佐野消防長

○消防長（佐野耕三）

消防長、佐野。愛知県では、平成 21 年 4 月から医療機関の選定時間の短縮や集中搬送の回避を目的に愛知県救急搬送情報共有システム、通称 ETIS を導入しています。

こちらにつきましても、医療機関ごとに傷病者の受け入れが可能かどうか確認できるシステムとなりますが、リアルタイムに医療機関の情報が更新されないことから、電話での確認が必要になるなど、かえって時間がかかってしまうため、当本部は医療機関の選定には利用していないのが現状です。

名古屋市消防局や千葉市消防局が導入しているアプリにつきましてもそうした課題がクリアできれば、有効な手段の一つであると考えます。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）

ETIS は、救急患者さんの容態等の情報を医療機関と瞬時に共有できるシステムですか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

高橋次長兼特別消防隊長

○次長兼特別消防隊長（高橋雄介）

次長兼特別消防隊長、高橋。先ほどの答弁のとおり、リアルタイムに医療機関の情報が更新されなければ、瞬時に共有することはできません。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）

救急搬送困難事案を減らすためには、ETIS の改善が最も有効な手段であると思われます。医療機関の情報がリアルタイムに更新されず、電話での確認が必要になるため、かえって時間がかかり、医療機関の選定には利用していないこと。リアルタイムに医療機関の情報が更新され、さらに搬送者の容態等の情報を医療機関と瞬時に共有

することができれば、救急搬送困難事案を減らすための有効なシステムであること。
これらについて愛知県に意見具申をしていますか。

◎議長（渡邊郁夫議員）
高橋次長兼特別消防隊長

○次長兼特別消防隊長（高橋雄介）
次長兼特別消防隊長、高橋。当本部は、医療機関の選定にシステムを利用していないため、現時点では愛知県に対して意見具申をしておりませんが、今後、機会をとらえて意見交換をしていきたいと考えております。

◎議長（渡邊郁夫議員）
11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）
ETIS の改善に向けて愛知県と積極的に意見交換をしていただくことと平行して、名古屋市や千葉市の消防局が導入しているスマホの通信アプリやタブレット端末を使用した搬送者の容態等の情報と受け入れ可否の情報を医療機関と瞬時に共有する取り組みの導入を検討する考えはありませんか。

◎議長（渡邊郁夫議員）
佐野消防長

○消防長（佐野耕三）
消防長、佐野。当本部の管内には、2つの高度救命救急センターと6つの救急告示医療機関があり、また名古屋市、豊田市などの搬送可能圏内にも、三次医療機関が複数あることから比較的速やかに医療機関の確保ができております。
このことから直ちに取り入れる必要はないと考えておりますが、救急需要が増加する中、救急活動時間を短縮することは、重要なことと考えておりますので、今後、当本部の実情に適した救急活動時間を短縮する有効なシステムがあるか、医療機関との連携を含め引き続き研究を進めてまいります。

◎議長（渡邊郁夫議員）
11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）
幸い管内は、高度救命救急センターと救急告示医療機関に恵まれており、近隣には三次医療機関が複数あることから、今のところ比較的速やかに医療機関の確保ができ

ています。

ただし、高齢化等により救急需要が増加する中、救急活動時間の短縮は、重要な課題となります。ETIS について、リアルタイムに医療機関の情報が更新され、さらに搬送者の容態等の情報を医療機関と瞬時に共有できるシステムに改善する等の意見交換に努めていただくとともに、他の自治体で導入されている医療機関との連携等により救急活動時間を短縮する有効なシステムについても研究を進めていただくことを強く提案し、一般質問を終わります。

◎議長（渡邊郁夫議員）

以上で、一般質問を終わります。

◎議長（渡邊郁夫議員）

日程第 6 議案第 20 号「尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、改正する必要があるからです。

人事院勧告に基づき第 1 条部分で、月例給の改正と賞与の支給月数 0.1 カ月分の引き上げに対応する改正を行い、第 2 条では第 1 条で行った 0.1 カ月分の引き上げを令和 6 年からは 6 月と 12 月に均等に割り振る改正を行います。さらに、職務の級の 7 級の欄にあります事務局の専門監を事務局の統括専門監とします。これは、6 級の欄にあります専門監との区別を明確にするために改正するものです。

施行期日について、公布の日から施行することとし、第 1 条の給料表の規定にあつては、令和 5 年 4 月 1 日からの遡及適用としています。第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日からの適用とします。

◎議長（渡邊郁夫議員）

議案第 20 号については、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。議案第 20 号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。議案第 20 号「尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（渡邊郁夫議員）

日程第7議案第21号「尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案の説明を求めます。水野総務課長。

○水野総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、改正する必要があるからです。行政職俸給表の改正に伴い、会計年度任用職員の報酬表を改正します。

施行日については、公布の日から施行することとし、令和5年4月1日からの遡及適用としています。

◎議長（渡邊郁夫議員）

議案第21号については、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。議案第21号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。議案第21号「尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第8、議案第22号「尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題にいたします。議案の説明を求めます。松尾次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（松尾孝司）

次長兼予防課長、松尾。この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、改正する必要があるからです。

施行期日にあつては、令和6年1月1日から施行することとし、蓄電池設備についての経過措置として、施行の際、現に設置されているもの及び施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたものについては、当該規定は適用しないこととしております。

○議長（渡邊郁夫議員）

これより、議案第 22 号に対する質疑を許します。通告により質疑を許可いたします。9 番山田久美議員。

◇9 番（山田久美議員）

第 13 条について、定格容量と電槽数の積の合計が 4,800 アンペアアワー・セル未満のものから消費電力量のキロワット時に改正する理由は。

◎議長（渡邊郁夫議員）

松尾次長兼予防課長

○次長兼予防課長（松尾孝司）

次長兼予防課長、松尾。今回の改正は、国の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴うもので、これまで主に鉛蓄電池の火災危険性を前提として、一律に規制をしておりましたが、近年、普及してきているニッケル水素やリチウムイオン電池を使用した蓄電池設備の種類によって同じ電流の量でも蓄電容量が異なりますので、電流の量を示すアンペアアワー・セルから、蓄電容量を示すキロワット時に改正されました。これに合わせ、同様に改正するものでございます。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9 番山田久美議員。

◇9 番（山田久美議員）

この条例の施行の日から起算して 2 年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。とありますが 2 年とした理由は。

◎議長（渡邊郁夫議員）

松尾次長兼予防課長

○次長兼予防課長（松尾孝司）

次長兼予防課長、松尾。先ほどの答弁で申し上げたとおり、国の省令の一部改正に伴うものであり、省令の改正にあわせ経過措置を 2 年としております。

◎議長（渡邊郁夫議員）

以上で議案に対する質疑を終わります。これより討論に入ります。

議案第 22 号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。議案第 22 号「尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第 9、議案第 23 号「令和 5 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）」を議題にいたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 4,825 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 43 億 4,199 万 8,000 円とするものです。歳入は、財政調整基金からの繰入です。

歳出は、国庫補助事業であった消防救急デジタル無線施設整備事業における損害賠償請求訴訟の和解金のうち、国に返還する補助金返還額が決定したことに伴う増額のほか、議案第 20 号の給与条例改正に伴う増額です。

○議長（渡邊郁夫議員）

議案第 23 号については、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。議案第 23 号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。議案第 23 号「令和 5 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）」は、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊郁夫議員）

以上で本議会に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。本議会において、議決されました議案の条項・字句・数字・その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議決に付された全議案の条項、字句、数字その他整理を要するものについては、議長に委任することに決定いたしました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第 10 管理者あいさつをお願いします。小山管理者

○管理者（小山祐）

先ほどは、上程いたしました議案につきまして、全議案原案どおり議決をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、これからの季節は寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員各位におかれましては、年末年始ご多忙の折とは存じますが健康管理に十分ご留意をいただき、ますますご活躍されますよう祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

○議長（渡邊郁夫議員）

先程は、本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、適切な議決をされましたことについて、厚くお礼申し上げます。

議員各位におかれましては、各市町での議員活動などご多用とは存じますが、くれぐれもご自愛いただき、今後も消防行政推進にご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

これをもちまして、令和 5 年 12 月尾三消防組合定例会を閉会いたします。

午後 2 時 37 分閉会

上記議事録が正確であることを署名する。

令和5年12月25日

議

長

渡邊 郁夫

議事録署名者

山田 かずひこ

議事録署名者

山田 けんたろう